

市町村合併に対する地方財政措置

新潟地域合併問題協議会では、合併による新しい都市づくりを目指した10年間の計画（市町村建設計画といいます。）を検討しております。無論この建設計画には、財政的根拠が必要となります。国が市町村合併に対して行う財政支援措置については次のとおりです。

1 普通交付税の算定の特例（合併算定替）

合併後の市町村に交付される普通交付税について、合併関係市町村が合併する前の区域が存続した場合に算定交付される額の合算額を下回らない額に算定し、その期間を合併年度及びこれに続く10年度間とされています。

例えば……平成14年度における関係市町村の普通交付税額は、

新潟市23,511百万円、新津市6,022百万円、白根市2,742百万円

豊栄市3,538百万円、小須戸町1,416百万円、横越町1,422百万円

亀田町2,079百万円、岩室村1,126百万円、西川町1,431百万円

味方村848百万円、潟東村1,069百万円、月潟村749百万円、中之口村991百万円

で、合計額は46,944百万円ですが、普通交付税の交付額は年々大きく縮小されていく予定であり平成15年度においても地方財政計画の普通交付税では7.5%の縮小が見込まれています。基礎となる平成16年度も15年度と同率の縮小とすれば、単純に40,166百万円が合併算定替で算定される普通交付税額として見込まれることとなります。（月潟村において平成14年度普通交付税前年度比は△11.7%）

2 臨時財政対策債（合併算定替）

普通交付税の財源不足を国と地方で折半で負担するための地方債、臨時財政対策債の借入は平成14年度において合併関係市町村全体で8,383百万円、平成15年度の見込みは180%増の15,090百万円と見込まれ、普通交付税と同様に合併算定替措置がとられることから合併後同額程度の推移で借入が行われていくと考えられます。

3 合併特例債（合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置）

・・・合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費について、合併年度及びこれに続く10年度に限り一般財源として発行が許可される地方債。

合併特例債の対象となるものは

- ① 合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業
 - ・旧市町村の交流や連携が円滑に進むような施設の整備（例：道路、橋梁等の整備）
 - ・合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業（例：福祉施設が整備されていない地区への施設整備等）

合併特例債の試算として合併後の人口を779,469人、合併後の人口増加数を252,145人（いずれも平成12年度国勢調査数値）、合併関係市町村13市町村で行うと

180億円×1×2.613×1.846……約868億円となり、合併後、市町村建設計画による建設事業費に投資していくことになります。

みんなで考えよう！「市町村合併」

新潟地域合併問題協議会で合意された事項

合併の方式について

新潟市への編入合併で合意されました。

・・・月潟村など合併関係12市町村（岩室村を含む。）が廃されて、その区域が現在の新潟市に加わり、新しい大きな新潟市となります。

面積 649.92km² 人口 779,469人（平成12年度国勢調査）

○合併後の町字名は、月潟村においては他の市町村と重複する町字名が無いことから新潟市大別当△△番地、新潟市月潟△△番地、新潟市西萱場△△番地、新潟市上曲通△△番地、新潟市下曲通△△番地、新潟市東長島△△番地、新潟市木滑△△番地、新潟市釣寄△△番地、新潟市釣寄新△△番地となる予定です。

（岩室村に西長島がありますが、影響は無いものと考えております。）

但し、新潟地域合併協議会は合併後、速やかに政令指定都市への移行を大きな目的として掲げております。政令指定都市に移行することにより、区政が引かれることとなります。移行後は、新潟市〇〇区大別当△△番地のように区名が加わるものと考えられます。

議会の議員の任期及び定数について

合併特例法に規定する定数特例を適用することになりました。

・・・合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律）第6条第2項及び第3項で編入合併の方法で合併する合併関係市町村の議会の議員の定数に関する特例が規定されています。ここでは、編入した合併関係市町村（新潟市）の議員はそのまま在任し、編入される合併関係市町村（月潟村など12市町村）の議員は合併と共に失職することになります。しかしながら、編入された合併関係市町村からの声が届きにくくなるなどの懸念があるため、一時的に議員の定数増加をする特例を適用することとなりました。

この特例措置では、現在の新潟市の議員定数に編入される合併関係市町村の各市町村区域単位から新たに選出される議員数が増加することとなります。

編入される合併関係市町村区域単位から選出される議員の定数は、その各市町村区域（月潟村ほか）の人口を編入する合併関係市町村（新潟市）の人口で除して得た数に編入する合併関係市町村（新潟市）の議員定数（52人）を乗じて得た数とされています。

○月潟村区域を選挙区として選出する議員の定数（平成12年度国勢調査を基礎数値）

$$\begin{array}{rcl} \text{(月潟村の人口)} & 3,831\text{人} & \text{(新潟市の議員定数)} \\ \times & & \\ \text{(新潟市の人口)} & 527,324\text{人} & = 0.4 \end{array}$$

0.5人未満の場合端数切捨てとなるが、月潟村の場合1人となる。

・・・合併後、旧月潟村区域を選挙区として1人選出となる。

特例として増加した定数は、編入した合併関係市町村（新潟市）の議員の残任期間（平成19年5月1日）までに限られ、その後元の定数（52人）に戻ります。

①合併前日を以って新潟市の議員以外は、全員失職。

②合併後、直ちに新潟市以外の旧市町村の区域により選挙区が設けられ、それぞれの定数で議員選挙が行われる。